**元小屋**

この建物は、菅谷製鉄所の支配人の事務所兼住居であった。敷地所有者である田部

家から任命された支配人は、原材料の購入や鉄鋼の出荷手配など、製鉄所の業務全般を監督した。

住居には作業室が併設され、専門家がさまざまな金属の最終的な選別や等級分けを行っていた。高価な製品であるため、支配人は高殿の作業場に面した格子の壁を通して、この重要な生産段階を監視していた。このような壁があるおかげで、マネージャーは付属の住居の中から選別工程を快適に観察することができた。

現在の2階建ての建物は、1833年の火災の直後に再建されたものと思われる。作業場以外に、畳敷きの6つの部屋、台所、風呂がある。村下や副支配人が住んでいた質素な長屋と比べると、支配人の住居は村での特権的な地位を示している。

支配人は製鉄所の貴重な金属資源を守るため、必要と思われるあらゆる手段を講じた。例えば、厨房の近くの壁に貼られた紙は、泥棒への警告であった。紙に書かれているのは「12月12日」という日付だけだ。俗説によれば、この日は1594年、悪名高い盗賊で無法者の石川五右衛門が釜茹での刑に処された日である。